

令和4年第6回矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月20日(月)13時30分～17時
- 2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室
- 3 出席委員

(16名)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 中川和則 |
| 会長職務代理者 | 15番 | 佐々木昭英 |
| 委員 | 1番 | 金子忠博 |
| 委員 | 2番 | 佐々木達也 |
| 委員 | 3番 | 高橋かおる |
| 委員 | 4番 | 白澤克美 |
| 委員 | 5番 | 熊谷洋司 |
| 委員 | 6番 | 川村良道 |
| 委員 | 7番 | 川村和男 |
| 委員 | 8番 | 佐々木博 |
| 委員 | 9番 | 星川忠博 |
| 委員 | 10番 | 藤原幸藏 |
| 委員 | 11番 | 佐藤俊孝 |
| 委員 | 12番 | 高原弘明 |
| 委員 | 13番 | 阿部江利子 |
| 委員 | 14番 | 白澤和実 |

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会議録書記の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 業務の経過報告
- 日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
- 日程第7 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について
- 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第5号 矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について
- 日程第11 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 日程第12 議案第7号 令和3年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子

主任主事 藤 原 佳 芳 里

主事 鈴 森 玲 香 (産業観光課主事併任)

産業観光課

主査 民部田 一 成

6 会議の概要

議長

それでは、会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。

5月1日より庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着を脱いでいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行したいと思っております。

また、質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和4年、第6回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それではあらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということですので、日程に従いまして進めてまいります。

日程第一、議事録署名委員の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしとのことですので、それでは、当職より指名いたします。13番、阿部江利子委員、14番、白澤和実委員、15番、佐々木昭英委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということですので、それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局、鈴木玲香主事にお願いいたします。

日程第三、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしという声でありますので、それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

議長

業務の経過報告ですが、5月25日矢巾町農業再生支援協議会総会。同じ日ですけれど、盛岡地方農業委員会協議会総会が行われております。これにつきましては、矢巾町農業再生支援協議会の方には、佐藤敏孝委員に出席していただいております。それと、盛岡地方農業委員会協議会の総会のほうには、職務代理と事務局長が出席しております。

6月に入りまして、6月8日、令和4年度矢巾町議会定例会6月会議に私と事務局長が出席しております。中身のほうは、質問がございましたのでそれに対する答弁をしました。皆様にはどういった質問とか内容はメールで発信しているはずですので、ご覧いただければよろしいかなと思います。

15日に農地転用現地調査、同じくあっせん会議が行われております。出席者のほうが高橋かおる委員、川村和男委員、高原弘明委員、事務局というふうな状況です。あっせん会議のほうが、5役と事務局ということで行っております。また同じ日ですけれども、農地転用現地調査ということも行われております。白澤和実委員、佐々木昭英委員、事務局というふうになって行われております。

それで本日20日、令和4年第6回矢巾町農業委員会総会というふうな業務になっております。

以上ご報告といたしますが、質疑ありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。

事務局からの依頼がありまして、5月の25日、矢巾町農業再生支援協議会総会に出席いたしました。この総会に先立ちまして、幹事会が開催されております。幹事会は、農業委員会から事務局長が出席し、この総会の内容については事前に検討された内容でした。その内容の概要をおつなぎします。

議案は4つありまして、一つ目は、令和3年度事業報告及び収支決算の承認について。内訳は、経営所得安定対策の推進、水田リノベーション事業、麦・大豆の産地向上事業、それから水田転換緊急対応助成事業の4つの事業がこの内容になっております。事業費として1億4720万余、経営体は延べで68経営体という数になっております。

二つ目の議案が、令和4年度矢巾町農業再生支援協議会水田収益力強化ビジョン案。以上の内容についての説明と質疑応答が行われまして、このビジョン概要のとおりというふうになっております。

佐藤俊孝委員

それから三つ目が、令和4年度事業計画案及び収支予算案の決定についてということです。事業費が1億4600万円余でした。対前年比的に言うと若干減額にはなっているものの、だいたい同等ということです。で、その大事業の内訳としましては、令和3年度とほぼ同じでございまして、推進事業、水田リノベーション事業、水田転換助成事業、この三つが挙げられております。四つ目に役員改選の内容について、現在の会長、副会長、それから監事2名、この改選が議題として出されまして、事務局案が提出されまして、現在の会長である高橋町長、それから副会長が現在の岩手中央農協の組合長さん、それから監事は、県農業共済副組合長さん、それから農業委員会の会長。あて職で、監事がそのとおり再任されました。

任期期間が令和4年から令和7年3月31日までの3年間ということです。一応、4つの議案が満場一致で承認された次第です。

以上報告いたします。

議長

はい、ありがとうございます。その他、何か質疑ございますか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。今回の業務経過報告の中で、6月8日に矢巾町町議会定例会6月会議が開催されております。これに、会長と事務局長が答弁しております。私はその内容について傍聴いたしました。そのことで少しお諮りをしたい点がありますので、申し上げたいと思います。

これまで農業委員会に質問があった場合は、事前に報連相が行われて、いわゆる報告連絡相談、この報連相が行われて、議題の内容を皆さんで事前協議をしながら、そういう形で対応できました。今回は、その内容が一切事前にありませんでした。

5役会議に諮られたこともありません。私は中立委員ですので、今まで、質問があった場合はその中に必ず入りまして検討をしてきたところであります。今回は、それが一切なかったんです。今までこういう進め方は中川会長も、よくよくわかっていて行ってきたというふうに認識しております。

議会の前日に情報がありまして、質問が入ってるようだ。その質問内容は、ということは承知していなかったもので、当日の朝に職務代理に電話をしてどういう内容なんだろう、という話をしたら、職務代理も把握しないんです。要は、一切5役にも他の委員さんにも内容周知、報連相がなかったということが判明したわけです。

いわば会長と、事務局長がこの内容をお二方で決めて、そのように議会答弁されたというふうに私は認識しました。

佐藤俊孝委員

それから、傍聴するべく、事務局に立ち寄って、今日の質問内容は、その答弁内容はということをお諮りしたのが、当日大変忙しかったようで、私はそのことに対しては、ないがしろにされましたので、これは会長から内容を伺わねばならないと思い、会長からその資料を借りて、コピーを取ることを許していただいて、コピーをして入手しました。

その内容をもって、当日傍聴しましたのですが、答弁内容について、渡された原稿を読み上げるのが通常であります。どうしても答弁は緊張することがあるので、読み上げ原稿にはふり仮名を振って、言い間違いのないように、というのがこれまでのやり方で、それを繰り返してきた訳です。

でも、読み間違い、まあ単純な間違い程度のものであれば、問題はないと思うんですが、工程規定を言い間違えたり、実施未実施を言い間違えたりすると、内容には反対の状況になりかねないことがあります。

そういうところは全部注意をしていかなければならないので、答弁原稿についても、その前後の文脈から、このような言い方は、とかいろんなことも、今までは検討してきたんですが今回は無かったです。当然ながら無かったもんですから、会長も少し読み間違いしたんだろうなというふうに思います。

それから、関連質問がありまして、事務局長が忙しい中からその情報を集めて答弁された。その中でちょっと気になった点があります。数字は、やはり間違っはいけないものというふうに私は強く認識しておりますので、集積率の答弁。81.7%というふうに、私には聞こえました。それで、あれ待ってよって思った次第です。今回、資料にも出てきてますが、81.1%。この81.1%の数字が頭に入ったもんですから、どこかでそのような修正があったものかなというふうに思ったんです。でも、後で事務局からGメールに送られてきた数値は81.1%になってましたんで、前の数字に戻ってるな、よかったなというふうに思っております。

そこで確認したいのは、答弁内容と議事録を起こされているかと思うんですが、その数値なり言い方の訂正なりが、どのようにされたものであるのか教えていただければなというふうに思います。

前振りが長くて、大変失礼申し上げました。よろしくお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員さんからのご質問にお答えいたします。

事務局

まず、議会の内容を一切相談されたことがない、今回については一切相談がなかったという点ですが、それにつきましては、私も代理、その他会長さんからも当日に「皆さんに流すんだよ。事前にご相談しなさい。」というふうにご注意を受けております。その点、大変申し訳なく思っておりますし、皆様にお流ししたときも、その旨、書かせていただきましたけれども、今現在そのようにやっていらっしゃるということですので、そこについては次回以降、皆さんのご意見を尊重した議会答弁を作成したいと思っております。質問を受けましてから、総務課に上げるまでの時間が1日と短いものですから、とりあえず事務局レベルで作成しましたけれども、次回は皆さんお忙しいと思いますが、1日の時間で皆さんにご連絡して相談したいと思っております。今は、もう皆さんデジタルといいますか、いつも皆さんに流しているとおおり、すぐに情報を流せてお返事もいただけるような体制が整っているということも今回わかりましたので、次回からはぜひその手法を使って相談させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

また当日の読み間違い、数字の違いその他につきましては議会事務局の方にも、当日確認いたしまして、ちょっとした読み間違いならば修正しているというお話はいただいておりますので、その内容でお答えいたします。

あと、疑問なところがございますようですので、その点については今回総会で改めて確認があったということで、総会が終了しましてから議会事務局の担当と改めて確認をした上で整えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、お答えいたします。

議長

はい。私のほうからも、会長として答弁するわけですがけれども、今回ちょっと、迂闊でございました。次回からは、また局長が言うとおおり、5役なりに内容的なものを周知してから検討して、というふうな進め方でやりますので、よろしく願いいたします。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい。佐藤です。

今の答弁で納得はするんですが、重ねてお願い申し上げたいのは、議会答弁内容については、5役とこれまでどおり中立委員が中に入って内容を検討させていただいて、次に委員さんの方に内容を周知するというのが、今までの流れでございました。それでよければ、その方式でお願いしたいと思っております。

議長

はい。わかりました。ありがとうございます。

その他、何かございますか。

(「なし」の声あり)

議長

無いようですので、それでは次に進みます。

議長 日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第1号について補足説明させていただきます。

番号2番、3番につきましては、相続人が町外の方ではございますが、町内の耕作者にこちらの農地を貸借しているため、耕作放棄地にはつながらないものと考えております。

また、番号4番については、あっせん希望ありとなっております。あっせん希望の詳細を確認するため、あっせん申出書を提出していただくこととなっております。

以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。それでは次に進みます。

議長 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第1号について補足説明させていただきます。

事前にお送りしました資料、別添農地法第3条の調査書をご覧くださいればと思います。2枚がホッチキスで留められているものになります。こちらの方に、農地法第3条の許可要件が記載されております。番号1番から5番につきましては、これにより農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

また、番号1番につきましては、●●●●●さんは●●さんのご本家さんでありまして、この度、●●さんのほうでの農地の維持管理が困難となったため、ご本家に農地を返すものです。そのため今回、無償での譲渡となっております。

また、番号2番につきましては、譲受人の●●●●●さんは、市街化区域拡大により町内に所有している農地がなくなるため、今回農地を購入しようとするものでございます。

事務局 続きまして、番号3番につきまして、購入者さんは滝沢市の方となっております。今回、●●●●さんの盛岡市の農地も同時に購入する予定でございます。また、●●さんにつきましても、現在も矢巾町に耕作地をお持ちということで、耕作放棄にはつながらないものと考えております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。

農地法第3条の調査書のほうで、第2項第7号のところで「申請地を売買で所有権移転するものである」と書かれてあるんですけども、これ、実際は無償譲渡なんですけど、売買契約したのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部江利子委員さんのご質問にお答えいたします。

申し訳ございません、資料が間違っております。今回無償での譲渡となりますので、内容としましては、別添の農地法第3条調査書、議案受付番号3-13●●●●●さんと●●さんの判断の理由等が書いた内容の一番下ですが、第2項第7号のところ、譲受人譲渡人双方の要望から申請書を売買で所有権移転となっておりますが、無償譲渡での所有権移転となります。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

議長 その他、質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。

2番の面積、田7,360㎡、これに対して10アール当たり単価で81万4000円。非常に相場観を高まった金額で売買になっていると思いますが、これについて、何か情報がありましたらお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員さんのご質問にお答えいたします。

お2人、合意の上でこちらの金額にされたこと事務局はうかがっております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 質問内容と答弁が食い違うんですが。相場感覚を上回る金額となっているやに見うけられる。この金額になっている経緯を押さえてあるならば、教えてくださいという質問をしたつもりです。よろしくお願いします。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番、川村良道委員。

川村良道委員 はい。川村です。直接私は関わりはございませんけれども、実は私もこのすぐ近くに農地を持ってしまして、実はこのエリアは徳田米（とくでんまい）の産地でございます。最も美味しくお米が取れるということで、一時期は日本一になった、非常においしい米が取れる場所ということで、皆さん非常にこの農地につきましては、こだわりがありまして、あんまり安くは売りたいくないという場所でございます。私からしてもです。

一反歩あたり80万というのは、個人的にはまだ安い、というふうに感じております。ちなみに私は、1反歩300万で買っています。

佐藤俊孝委員 参考になりました。

議長 私の方からもちょっとあの情報として。今、出ましたんですけど価格的なことはもう佐藤委員から質問されたんですけど、この●●●●さんですけど、この買い主の●●●●さん、B、買主の方ですけど、奥様が●●●●さんとの姉弟関係ということもあって、こういったこちらの親戚になると思いますけれど、どちらもこれでいいといった金額になったというふうなお話は聞いております。

佐藤俊孝委員 議長、どうもありがとうございます。了解しました。

議長 その他、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

それでは討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、討論なしと認めます。

それでは、挙手により表決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数（全員））

議長 挙手全員ですので、許可することに決めます。

次に進みます。

議長

皆様にお諮りいたします。日程第7と、議案第2号農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第8、議案第3号農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定については、転用に関する案件でございますので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、一括して議題といたします。

それでは日程第7、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、と日程第8、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見設定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第2号及び議案第3号 朗読)

議長

今の2、3の議案について補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より補足説明させていただきます。

議案第2号につきまして、補足説明させていただきます。

5ページ目をご覧くださいいただければと思います。

適用外証明願いに対する許否決定についての議案の次のページの地図をご覧くださいいただければと思います。番号1番につきましては、役場北西側約1.8キロに位置しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。小集団の農地であるため、こちらは第2種農地となっております。当該農地につきましては、隣接している宅地に住宅が建っております。ただ、この住宅宅地の所有者さんと今回の農地の所有者さんは異なるため、今回宅地に地目変更が認められた際は宅地の所有者さんに所有権移転を予定しております。

続きまして同じページの申請1、2をご覧くださいいただければと思います。番号2番につきましては、こちらも役場北西側約2.3キロに位置しております。こちらも市街化調整区域内にあり、農地の中に宅地が点在しております。こちらは10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第一種農地となっております。

続きましてページをめくっていただきまして、申請位置3をご覧くださいいただければと思います。

番号3番につきましては、役場西側約4キロに位置しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第一種農地でございます。

事務局

こちらの案件につきましては、隣接する農地につきまして農振除外後、農家分家住宅を建設する予定であり、その中で適用外が必要とされた場所でございます。こちらにつきましては、農家分家の農振除外につきましては議案第5号に挙げられております。

続きまして、議案第3号の補足説明に移らせていただきます。

こちらにつきまして、7ページの次、8ページ目の地図をご覧くださいと思います。

役場北東側約1.9kmに位置しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。この度携帯電話の基地局建設工事のため、農地の一部転用を申請するものでございます。

認定電気通信事業者が農地に電波塔を設置する場合、今回のような場合につきましては、農地法施行規則第53条第14号に農地転用許可の例外とされているため、本来であれば、農地法第5条許可は必要ありませんが、今回につきましては基地局建設に伴う工事施工のために農地を一時転用するものであるため、農地法第5条の許可が必要であり、今回提出していただいたものでございます。以上でございます。

議長

それでは、6月15日に農地を現地調査を行った農業委員より、結果報告を願います。高橋かおる委員のほうは適用外案件1件、川村和男委員のほうは適用外案件2・3、白澤和実委員のほうは農地転用の案件でございます。お願いいたします。

高橋かおる委員

はい、議長。

議長

はい、3番、高橋かおる委員。

高橋かおる委員

3番、高橋です。

6月15日、川村和男委員、高原弘明委員と事務局と4名で現地調査に行っていました。私の方からは、番号1番について報告いたします。

当該土地は、平成11年以前から宅地の一部として使用されております。この度、地目を確認したところ農地であることが判明いたしました。当該農地は圃場整備の残地であり、59平方メートルという狭小農地であります。耕作のための侵入路が無いことから耕作は不可能であることから、農地法の適用外を証明することに当たりやむを得ないと判断いたします。

番号1番については、以上になります。

議長

7番、川村和男委員。

川村和男委員

7番、川村です。

このあいだ、6月15日水曜日に、現地調査に行っていました。2番の●●●さんの案件です。

川村和男委員

当該土地は、平成4年以前から車庫が建築され、宅地の一部として使用されてきた。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明した。当該農地は車庫が建っており、大部分はアスファルト舗装されている状態であることから、農地法の適用外証明するにあたり、やむを得ないと判断する。

ここのところは私が行って見たところ、●●●●さんというところでした。ここの娘さんが事務員をしております、母屋のこの建物は、昭和40年以前から畑に家が建っていました。このお父さんがご高齢で、何とか今のうちに適用外にさせていただきたいというようなことを言っておられました。

それから二つ目は、和味の●●●●さんというところでした。当該土地は、昭和40年以前から農機具格納庫の敷地として利用されてきた。この度、農家分家住宅建設のため地目を確認したところ、農地であることが判明した。当該農地は、宅地への進入路としても利用しており、アスファルト舗装されている。また、母屋の一部についても農地にかかっている状態であり、農地としての原状回復は著しく困難であることから、農地法の適用外証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

で、ここの場所は和味の住宅が点在してるところで、電柱で作った物置があって、今、壊しているところでした。若い人がおりまして、私の意見とすれば、あの辺でこの分家住宅を建てるというのは非常に素晴らしいことだと思っております。ほとんど矢巾町の場合は新築で建てるのが紫波町に行っていたりするので、若者が1人増えるな、というような感じをしております。以上です。

議長

14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。今回の案件、ちょっと変わっております、図面を見ただけであればお分かりかと思いますが、圃場を斜めに横切っており、アンテナに向かって車の進入路を作っているというのが今回の案件です。圃場は今、草を刈った状態で圃場としては使っておりません。

当該農地は農振白地であり、生産性の高い農地ではない。農地転用許可不要案件である携帯電話基地局建設に当たり、周辺農地の一部を作業場・進入路として使用するため一時転用するものである。鉄板を敷き、その下には土木シートを敷く計画であり、農地に影響が出ないように配慮されている。短期間の一時転用であり、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長

それでは、その他補足説明がありましたらお願いいたします。

転用調査に伺った、高原委員、佐々木職務代理もございませんか。

佐々木昭英委員

はい、ありません。

高原弘明委員

はい。

議長 ないようですので、それでは質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手をお願いします。11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。

適用外証明の内容について報告ありました。番号1番と2番、1番が●●●●さん、それから2番が●●●●さんです。

この意見の現地調査記録ですが、この意見の内容見まして、こういう事実が判明した、そのきっかけは何だったんだろうと思いましたので、その辺を伺いたいと思います。

川村和男委員 はい。

議長 7番、川村和男委員。

川村和男委員 7番、川村です。このあいだ現地調査に行ってきました。1番、●●●●●●●●さんの案件です。

この案件につきましては、●●●●●●●●さんという方は、矢巾町議会議員もやった方で、かなりご高齢になっておりました。ご夫婦でいらしておまして、この案件、昔、3反歩区画整理の残地でした。それで小さいU字溝が影にあって、そこの今の角に三角地帯になった土地でございました。それで、そこに行くにはその家は農家ではないので、全くの残地が残ってしまって、耕しに行くにも行けない。しかしながら売ると言っても農家ではないから売れないと。私ももう歳だから、今のうちに何とか解決したいというふうなことを申しておりました。以上でございます。

それからもう1件、●●●●●●●●さんも言いましたけれども、この方も●●●●●●●●●●さんの一番の下の弟さんかな、かなりご高齢なようで、重機のリース業をやってる方だということです。その建てる場所はこのあいだ、前の総会に案件が出て、かなり広く畑にして立派に耕しておられました。

今、この適用外証明にしたいっていうところは、さっきも申し上げましたとおり、建築確認の前に畑だった土地で、かなり前から利用しているところでした。で、その方もやっぱりご高齢で、生きてるうちに何とかしたいというようなことを申しておりました。というところを補足します。以上です。

議長 よろしいですか。11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。今、現地調査をされた委員さんから内容の説明があったんですが、これは瑕疵があって、20年なり数十年経過したものではないんです。要は、そういう事実さえ知らなかった。そういうものに、この適用外証明をほぼ当ててきてるんです。

今回の話も、経緯についてはそのとおりで、理解するんですが、次にこういう調査記録を作られる場合には、どういうきっかけでこの内容が判明したのだという点は記載していただければ、誤解ないようになると思います。以上であります。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤俊孝委員さんのご意見にお答えいたします。

ご意見のありましたとおり、判明した理由の記載が大事かと思っておりますので、次回の調査記録からこちらを意識して現地を調査した委員さんとともに意見については記載したいと思っております。ありがとうございます。

議長

はい。それではその他、ほか質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

白澤和実委員

はい。議長。

議長

14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。私、反対するものではないですが、今、佐藤さんから話があったので。ここ、前回やっぱり同じような案件で、空家の件で話し合いました。案件の中にこの区画整理の残地っていうのが、実は2件あったと思います。私も実は意見を言わしていただいたんですが、残地については特に本人の瑕疵はないし、でも40年以上ありますか、昭和40年前後に区画整理をしたときの残地っていうのはいっぱいあって、それを書いてもらわないと。書いてもらえれば多分許可できる案件だと思います。

本人、ましてや空家対策っていうことで、空家にならないうちに本人が申請した案件でした。前回は。今回は次の代の方が申請をしている。で、やっぱりその経緯がちゃんと書いてあれば、誰も質問しなければ反対もしない、ということで、ちゃんと書いていただければ、もっとスムーズに行くと思います。残地に関しては、もっともっといっぱいあると思うんです。できれば拾いあげて、ここで議論して、適用外にするか、耕作地にするか、判断をしてあげるべきだと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

14番、白澤和実委員さんのご意見にお答えいたします。

意見の内容等につきましては、現地確認した農業委員さん以外にもこの適用外だったりとか転用だったりとかの流れがわかるように、今後工夫しながら農業委員さんにご意見をいただきながら作成していければと思っておりますし、農業委員さんのほうからもお力添えいただければと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

事務局

ちょっと気になったのが、先ほどの話をちょっと戻りまして、番号1番2番の、今回適用外に至ったきっかけにつきまして、番号1番につきましては相続で、こちらの農地が自分の農地だっているところを気づかれて、所有権移転をしないと。

ただ、そこが農地なのでできないというお話になりまして、農業委員会のほうにご相談に来まして、であればこの小ささで宅地に囲まれていて、営農できるような面積ではないですし、周辺は水路で高さもありますので、ほかの農地と一体の耕作はできないと判断しまして、今回提出していただいた案件でございます。

番号2番につきましては、数か月前に●●●●さんのところの適用外もさせていただきましたが、こちらの関連のほうで●●さんのほうで適用外の農地であるとか確認したところ、住宅のところも同じような状態になっていると、こちらについても、正式な手続きをとって宅地化したいということで以前より相談がありまして、分筆の位置だったりとか、何度か事務局だったり相談した結果、今回提出に至った状態でございます。以上でございます。

白澤和実委員

きっかけは理解しました。ありがとうございます。

議長

それでは、ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

無いようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。

議長

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手全員ですので、許可相当として意見することに決めます。

それでは次に進みます。

日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定に決定を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第4号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、議案4号について補足説明させていただきます。

こちら、今回賃借人となっております●●●●●●●●●●さんにつきましては、盛岡市の認定業務者さんとなっております。

事務局

平成10年に法人を立ち上げて、当初は現在の代表取締役である●●●さんのご両親が代表を務められておりまして、自己所有の農地を耕作して経営をしておりました。しかし、令和3年4月に息子さんに経営を移譲し、今回、農地を正式に貸借しようとするものでございます。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手をお願いします。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

はい、それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であると意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することにします。次に進みます。

議案第5号の詳細説明員を入室させますので、入室するまで一時休憩といたします。

(14:35 休憩)

(14:36 再開)

議長

再開をいたします。

日程第10、議案第5号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第5号 朗読)

議長

詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、担当者の方からご説明願います。

説明員

はい、矢巾町産業観光課の民部田と申します。

私の方から、議案第5号の概要について説明をさせていただきます。議案第5号につきましては、農地等から別の土地利用をするため農業振興地域内の農用地区域からの除外を申請、申し込みですが、申出が3件ございましたので、農用地利用計画の計画変更を行うものであります。

説明員

それでは除外の申し出がありました3件の計画内容について、説明をさせていただきます。

1件目は農家分家住宅に伴う除外でございます。申出者、●●●ということになってございます。資料は15ページから19ページと、別紙の資料ナンバー1になります。

申出者は現在アパートに居住しておりますが、本家の祖母、母がそれぞれですね、高齢になったということございまして、農業支援を行えるように本家の隣接地において農家向け住宅の建築を行うということになっております。

2件目になります。

農家分家住宅建築に伴う除外、申出者、●●●●でございます。資料20ページから24ページと、別添の資料のナンバー2になります。

申出者は現在アパートのほうに居住しているわけですが、本家の祖母ですね、そちらが高齢となったということで、農業支援を行えるように本家の隣接地において農家分家住宅の建築を行うものでございます。

続きまして3件目でございます。

農家分家住宅に伴う除外、申出者、●●●●でございます。資料は25ページから29ページと、別添の資料3になります。

申出者につきまして、現在盛岡のアパートの方に居住しているんですけども、本家の耕作している方が高齢になってきたということございまして、農業支援を行えるように本家の隣接地において農家分家住宅の建築をしたいということで申し出がありましたので、こちらの3件を今回の議案として提出させていただいたということでございます。

何卒ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは、ただ今詳細説明がなされました。それでは質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。

高原弘明委員

はい、議長。

議長

12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

12番、高原でございます。

今回は、農振除外ということの協議でございます。そういった中でこの番号1番につきましては、私も白沢の住民でございます。先ほど7番の川村委員からもありましたとおり、この農家分家住宅によって、矢巾町内も人口が増えてきたということで非常に好ましいことだなというふうを感じているところでございます。そういった中で、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

高原弘明委員

番号1番の●●さんでございますが、この方は土地の所有者の長女の次男にあたる方なんです、先程お名前を●●●●●●●●さんとおっしゃっていましたが、確か私の記憶では●●●●●●●●さんという名前だと思っております、その確認を一つお願いしたいということでございます。

2つ目は、ここの場所の隣接する土地でございますが、昨年の9月の20日に農業委員会総会において、この地目が畑でございましたが、使用貸借の申請がなされてこの総会の場で承認されたわけですが、その場所とはかぶっていないのでしょうか。

多分かぶってないと思うんですが、その次に心配しているのは、そのかぶっていない場所への進入路、これを塞いではいないのかということでございます。その辺のところを、ちょっと確認していただきたいと思えます。

それで、最後でございますが、ここの白沢森っていうんですか、そこは遺跡がいっぱい発掘されているところで、確かここの白沢森の遺跡の場所に今回建設されるんじゃないかなと思まして。特にあそこの森っていうのは、まっ平らなところではなく傾斜地でございます。そうなれば造成等を行うだろうということになった場合、その辺のところを十分確認されてここの適地を選んだのかということを確認させていただきたいと思えます。以上でございます。

説明員

はい、議長。

議長

はい、説明員。

説明員

先ほどご質問のありました件についてお答えをさせていただきます。すみません、●●様のお名前の読みですが、すみません、私、住民票のほうには振り仮名が振ってないものでしたので、勝手な判断で読ませていただいたというところがございますので、大変申し訳ございません、ちょっと聞き取りをして正しい形でこちらにつきましては、私のほうのふりがなを修正しておきたいというふうに考えてございます。大変申し訳ございません。

今ありました白沢の、盛り土になっていると言いますか山になっている部分ということでございましたけれども、ご本人さんも理解しておられて、造成については必要になると、それで建築の前に地盤等の確認が必要だということは理解しておりますし、そういったところの影響も、最小限にするというところで聞いておりましたので、農振の担当としては特段問題ないだろうということで判断して今回出させていただいたということになっております。で、先ほど2点目でありました進入路、そこにつきましては農業委員会のほうから回答がありますので。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

先程の12番、高原委員のご質問にお答えいたします。

以前、農地の使用貸借をした畑にかぶっているのではないかということですが、今回の宅地部分がかぶっておりません。白沢6-46-2につきましては現在の登記が山林となっている場所なので、前回の畑にはかぶっていない場所になります。その他、進入路がなくなるのではないかというところですが、当日現地を確認されている方はわかってらっしゃると思いますが、現在本家のあるほうから侵入して農地に入るような状態でございますので、今回の家のことによって進入路がなくなるという心配はありませんので、お答えとさせていただきます。

議長

よろしいですか。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

8番、佐々木博委員。

佐々木博委員

8番、佐々木です。

今の●●●さんに関連してですが、こちらで昨年、耕作、貸借をされた先程高原委員さんがおっしゃっていた●●●さんという方いらっしゃいますが、その方の耕作地は、この候補地とは全然かぶってなくて大丈夫ですけれども、実際、私の方が耕作依頼されてトラクターで耕したりしています。その際にはやはりその候補地の道路と隣接してるところ、ちょっと出っ張っているところがあるんですが、そこから侵入して行って、耕作地に向かうわけなんです。

で、実際に母屋の方からですが、左の方ですか、そちらから行ったりすることができる状況なのかどうかとか、ちょっとわからないので必要のところだと思います。それと、この耕作者の●●●さんにはその計画があるんだよ、ということが確認取れているものなのか、そこをちょっと確認したいと思います。建設に当たっては全然問題ないと思うんですが、今耕作されている方が耕作できない状況となると、よくない状況になりますのでそこら辺の確認をしたいと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

すみません。ただいま確認している途中ですが、先ほど話がありました●●●さんの読み方ですけれども、●●●さんの資料の後ろから2枚目、住民票がついておりまして、読み方ですが●●●●●●●●●●と振ってございますので、●●●●●●●●●●さんでよろしいかと思っております。よろしく願いいたします。

高原弘明委員

議長、いいですか。

議長

はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

12番、高原です。補足です。

高原弘明委員

添付資料の4枚目の裏面に、この住宅地図の案内が載っております。そこに今回の農家分家住宅の申請地が赤い印で示されております。

今回の件について、その前にこのいわゆる作業道路が●●●●さんのお宅から伸びている道があるんですが、実際の作業道路は私も地元ですから確認しておりますけども、ここの方のお屋敷の中に入っていて、この作業箇所に入り着くということになりますので、実際、現在は8番の佐々木博委員さんもお話されているとおり、そういう作業動線ではなく、現在のこの住宅建設予定地の真下に、小さい黒く四角く囲んでいるところ、ここがゴミの集積場なんです。このゴミの集積所の東側、右隣から進入路がありまして、それで今回のこの作業耕作地に向かっているという形なんです。

ですから、先程も私が質問しましたとおり、今回この住宅建設にあたりまして、ここを作業する場合に、ここを貸借されている方々が、この道路を塞いで支障を来したりしないのかというお話なんです。そういったことを確認したいということだと思います。

ただ、あの●●の屋敷の中を実際に通って作業箇所に向かうということでは実際に有り得ないので、ちょっと屋敷の中を通らないで一般的には町道から進入してくるというのが常識的だと思います。以上です。

議長

ただいまの質問事項等、確認しなければならないことがございますので、まとまるまで休憩にしたいと思います。

(14:55 休憩)

(15:23 再開)

議長

それでは再開いたします。

説明員

はい、議長。

議長

はい、説明員。

説明員

先ほどご質問いただきました、8番、佐々木委員の質問について、回答をいただきましたので回答いたします。今、進入路については耕作する方に影響しないようにする旨の回答、通行していいと言いますか影響ないような形で対応する旨の回答がありましたので報告させていただきます。以上、お答えいたします。

議長

よろしいですか。今、ご説明がりましたが。

高原弘明委員

わかりました。あと、この耕作者の方にこの事業が、話が通っているかっていうことなんですけども。

説明員

はい、伝わっているという旨で申請の際ですね聴き取りをしております。ただ、何かの証明等あるかと言われると弱いですが、そのように回答はいただいております。

高原弘明委員

ありがとうございます。

議長 それでは、その他まだ質疑がございましたら。
（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番、藤原です。私は、賛成の討論です。
1、2番につきましてはですね、労働力を補う、歳を取った親とかおばあさんの面倒を見たいという、非常にいいお話です。それから3番目については、農業の後継者ということでありますので、3件とも、その地域に新しい家ができるってことは非常に好ましいことであります。従いまして、賛成であります。以上です。

議長 賛成の意見ありがとうございます。その他、討論ございますか。
（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。

議長 議案第5号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、変更するに妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
（挙手多数（全員））

議長 挙手全員ですので、変更するに妥当な計画であるとして意見することに決します。
産業観光課の説明員が退席するまで、1、2分休憩といたします。
（15：26 休憩）
（15：27 再開）

議長 再開いたします。
日程第11、議案第6号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 （議案第6号 朗読）

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第6号について補足説明をさせていただきます。
番号1番の案件につきまして、申請位置でございますが、31ページ目ご覧いただければと思います。役場北西側約1.8キロに位置し、西側150mには、みちのく療育園を望んでいます。農地区分につきましては、農用地区域内の農地でございますので、農振農用地でございます。

高原弘明委員

この杉の木の植林された事情を、私、近くに親戚がおりますので聞きましたならば、私がまだ10歳未満の時ということなので今から50年ほど前に、ここの場所は痩せて畑としてもあまり採れない場所だということで、本家の方から植林をした方がいいよということで、植林したということなようでございます。一時は手入れをしておったようございますが、現在は全然手入れが行き届いておらず、荒れた状態であるということをつけ加えさせていただきます。

次に番号2番でございます。ここは●●●●●●●●●●が管理いたしております畑でございます。地目は畑となっておりますが、現況地目は山林原野となっております。

場所的には先程も申し上げましたとおり、不動の和味のところにです。ね、この稲荷街道がありまして、その稲荷街道の更に上の方のところに大白沢の集落があって、更にそこを進みますとこの畜産団地に向かう道路がありまして、そちらの方のところに、この約1町7反歩ほどの畑があるわけでございます。

それで航空写真、ナンバー2-2を見ていただきたいと思いますが、これで示すとおり、この赤枠で囲っている所ですが、このその1町7反歩の区画でございます。隣が1万6700ボルトの特別高圧線が行っているところのすぐ脇の場所でございます。

当該農地は、30年以上前は採草地として使用されてきたようございますが、現在は供給先がなくなり荒廃したため、山林化が進み耕作するための進入路がない状況である。また、周囲が山林であるため先程と同様、日当たりが悪く耕作は困難な状態であります。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地として判断をするべきと考えられます。

以上でございます。

議長

ほか、川村和男委員、高橋かおる委員、補足説明ございますか。

川村和男委員

はい、議長。

議長

はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員

はい。7番、川村でございます。このあいだ、現地調査に、高原委員と高橋委員と行ってきました。

うちの考え方を述べますが、●●●●さんというところの畑でございますけれども、全く隣の杉と同じくらいの長さで全くの杉林でした。これをちょっと、再生するには不可能だな、と思って見てまいりました。

川村和男委員 それから大白沢の●●●●のところも昔は牧草地だったと聞きましたけども、ここも30年ほったらかしにしていたというようなことを聞きました。立会いには町会議員の●●●●さんと、里山を推進している係の方と二人おりました。私の所見では、ちょっともう無理だと、これを牧野にするんだったら開墾するようなものだと思います。だから、やっぱり除外しかないなという意見です。以上でございます。

議長 はい、それでは、今の件に関して質疑に入らせていただきます。質疑がありましたら、誰か挙手願います。

 はい、4番、白澤克美委員。

白澤克美委員 はい、4番、白澤です。

 航空写真から見ると、周りも似たような状況なんですが、ほかにも農地があるのでしょうか、申請以外に。というのは、また追っかけ同じものというのが出てくる、特に畜産団地の下なんかは、それと同じような条件が多々あるんじゃないかなと思うんですが、その辺がもしわかれば。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 4番、白澤克美委員さんのご質問にお答えいたします。

 番号1の案件につきましては、周りは全て山林になっておりますので、こちらは追加でというところは、今のところないのかなという形でございます。

 番号2につきましては、今回の申請地の東側につきましては、現況が畑だったり樹園地だったりする場所でございますので、現在は農地という形になっております。ただ現状だったりとかで、今のところ追加で上げるという話は、事務局には来ておりません。以上でございます。

白澤克美委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質疑ございますか。13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。

 今の質問とちょっと似たようなお話になると思うんですけども、矢巾町で把握している7.7ヘクタールの遊休農地が今あるわけですけれども、この中にこの今回の遊休農地っていうのは含まれていたのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部江利子委員さんのご質問にお答えいたします。

事務局 この2件につきましては、耕作放棄地の面積には含まれていない2筆となっております。今回お話をいただきまして、農業委員さんと確認したところ、耕作放棄地化していて、地目が農地であり、現況とは異なっているということを把握した次第でございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。それでは、ほか、質疑ございましたら挙手願います。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。

山林は農業委員会には関係ないですか。

議長 はい、事務局。

事務局 14番、白澤和実委員さんのご質問にお答えいたします。

農地としましては、地目が「田」か「畑」となっておりますので、農地の中には山林は含まれていないというところではございます。農業委員会が関与する農地法に定められている農地につきましては、「田」か「畑」という形となっておりますので、農業委員会が関与する農地の中には山林は含まれていないという形でございます。以上です。

白澤克美委員 ちょっとその件に関していいですか。

議長 はい、4番、白澤克美委員。

白澤克美委員 4番、白澤です。私の記憶違いだったら申し訳ないんですが、畜産団地の2-2のほうなんです、これ採草地という話でしたが、採草地っていうのは、確か農地として見なかったような気がするんですが。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 農地法に定められておまして、農地法の中で、農地法第3条だったりとかにも、「農地」と「採草放牧地」と分けられております。「農地」につきましては耕作の目的に供される土地を表し、「採草放牧地」とは農地以外の土地で主に耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものという形で、農地法に含まれる土地ではございますけれども、農地とはまた別なものが採草放牧地となっております。こちらにつきましては意見の中にもありますが、採草地として使われてはいますが、町の中で採草放牧地として登録されている農地はないように思います。

白澤克美委員 採草放牧地は、農地じゃない。採草地は農地なんだ。勘違いしていた。

議長 解釈の確認のため1、2分休憩します。

(16:07 休憩)

(16:09 再開)

議長 内容を確認したようですので、再開いたします。ほか、質疑ございますか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。

1番の今回気になってる土地の左側にも、何か森のようにあるところがありますが、ここの地目は何になっているのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えいたします。今回の申請地の西側につきましては、樹園地となっております。農地西側につきましては、鉄塔が建ってる部分だけにつきましては東北電力のものになっているんですけども、それ以外のところについては畑として●●●●さんが管理している場所でございます。以上でございます。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。

今回、申請の土地と鉄塔の下のところ、一体として地目を変更し山林にできるのであれば施設などを建てるのは可能になりますか。農地から違う地目に山林に変更するとか。その場合に、農業委員会は手出しするというのは管轄外ということでもいいですね。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えいたします。

今回出していただいた番号2番のところにつきましては、皆さんの許可が下りまして非農地と判断されれば登記が山林になりますので、山林になり次第、農地から外されるということになりますので農地法の制限はなくなります。ただ、建物だったりとか、山林の方の制限がかかる可能性がございますので、そちらの方につきましては他法令の違反がないものであれば建設は可能になるかと思えます。以上でございます。

熊谷洋司委員 はい、よろしいです。

議長 よろしいですか。それでは、ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議長 議案第6号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地であると判断する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長 挙手全員ですので、非農地であると判断することに決めます。次に進みます。

日程第16、議案第7号、令和3年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、議題とします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第7号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第7号につきまして補足説明させていただきます。

ページ数字がなくて申し訳ありません。33ページの次のページをご覧くださいただければと思います。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価につきまして、これは農業委員会等に関する法律及び同法施行規則により公表を義務付けられているものでございます。農林水産省からの通知で定められた様式に従って作成し、町のホームページで公表するものでございます。

ローマ数字の1番、農業委員会の状況につきまして、「1 農業の概要」の数値につきまして、それぞれ農林業センサスや耕地及び作付面積統計の数値を記載しております。

続きまして、ローマ数字の2番、次のページです。「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、昨年度より数値が減っております。令和3年度も担い手への集積もあったのですが、それを上回っての現状となったため、このような数値となっております。

ページをめくっていただきまして、ローマ数字の3番、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、令和3年度は1経営体0.5ヘクタールの参入を目標としておりましたが、令和3年度の新規参入はありませんでした。

続きまして次のページに移っていただきまして、ローマ数字の4番、「遊休農地に関する措置に関する評価」につきまして、令和3年度0.20ヘクタールの解消を目標としておりましたが、こちらのほうも令和3年度の実績0と記載されております。こちらにつきましては、解消した農地がございまして、解消した農地は4,442平米だったんですが、新規での耕作放棄地が3,886平米だったため、減少した数値が小さかったために0という記載となっております。

事務局

こちらの管内の農地面積につきまして、ほかの項目よりほかの項目と数値が異なっていることにつきましては、※印1番にも書いてありますとおり、通常の耕作面積に遊休農地の面積を足した数字となっているためでございます。

続きましてページをめくっていただきまして、ローマ数字5番を見ていただければと思います。「違反転用への適正な対応」についてですが、令和3年度中の増減につきましては0.6ヘクタールの減少となっております。

続きまして、ローマ数字6番「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきまして、農地法第3条の許可、農地転用許可申請に対する意見決定、農地所有適格法人からの報告、賃借料情報等の提供につきましては、こちらの方に実績を記載しております。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入りたいと思います。質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員

8番、佐々木です。

わからないところがございまして、ローマ数字1番の1、農業の概要で「耕地面積」とあります。それと、ローマ数字の2、次のページ、現状及び課題というところで、管内の農地面積っていうところがありまして、ここでまず一つが、農地面積と耕地面積の違いを知りたいと思います。この、管内の農地面積が令和3年4月現在で2,720ヘクタール、それに対して前のページの耕地面積が合計で2,710ヘクタールと、10ヘクタールの違いがございしますが、その違いは何なのかという意見のところを確認したいと思います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

すいません、今の内容と私が先程手を挙げたのと同じ内容ですので、少し内容を足してからご答弁いただいでよろしいですか。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。

今、佐々木博委員が、お話した点と、そこは私も疑問でした。それから、次のローマ数字の4、現状課題のところ管内の農地面積令和3年4月現在の数字が微妙ですけども、数字が異なるんですね。ローマ数字1の耕地面積とローマ数字2の管内の農地面積、ローマ数字4の管内の農地面積の数字が違うので、ここの理由を教えてください。佐々木委員と同じ内容です。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

8番、佐々木博委員、11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

ローマ数字1、農業委員会の状況につきまして、耕地面積の面積につきましては、※印1番にあるとおり、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入ということで、耕地及び作付面積統計というのがございまして、そちらの令和4年3月31日現在で最新の情報を、令和3年度末の最新の情報を記載しております。令和3年度に調査した統計の面積を記載していますので、こちら2,710ヘクタールということで、そちらを記載しております。

続きまして、ローマ数字2-1、現況につきまして面積が異なるということにつきまして、現状の管内の農地面積につきまして、そちらの記載はちょっと下に※印1番があるのですが、管内農地の面積は活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地の面積を記入となっております。活動計画に記載した耕地といいますのは、令和3年の3月1日現在の面積になってございますので、こちらの時点の面積は2,720ヘクタールだったため、こちらのほうの面積は2,720ヘクタールということで、ローマ数字1-1とはちょっと数値が異なっている状態でございます。

続きまして、ローマ数字4の遊休農地に関する措置に関する評価の、1番管内農地の面積につきましては、記入欄の下の※印1番に記載のとおり、管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積となっておりますので、こちらにつきましては、統計の耕地面積である2,720ヘクタールに遊休農地の面積である7.7ヘクタールを足したため、2,727ヘクタールという形で数字を記載しております。

前回、昨年度末について2,720ヘクタールだったものが、今年度につきまして2,710ヘクタールということで、10ヘクタール大きな減少となっておりますが、こちらにつきましては耕地及び作付面積統計の面積での記載面積が2,710ヘクタールとなっているため統計そのままの数値を記載させていただきました。

一応、耕地及び作付面積統計につきましては、町の実際の農地を積算していて県の面積国の面積としているものではなく、県全体の面積を各市町村に振り分けているため、多少誤差があるということは耕地及び作付面積統計のほうにも記載がございまして、こちらのほうで10ヘクタールの変化が生まれたものと考えております。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

佐藤俊孝委員

すいませんが、今の内容、文面の中で、使うべき数字っていうところは農林業センサスが基礎データとなっておりますね。その中で、統計文字の1番については「耕地面積を」っていうのは、耕地及び作付面積統計によるもの、それから農林業センサスに違いがあるもの。

この、こういうところが数字の微妙なる綾の中で変わってくるのだっていうふうに最初読み取ったんですが、統計文字の2番についても、ちょっと言い回しは違うんですが、活動計画は、我々が分母として考えるときの数字を言わせてるんだろうけども、根っことなるのは耕地面積作付面積統計、農林業センサス、これらから出てくるものなので基礎は動かないように思うんです。

10ヘクタールの差はなんだろうな、っていうふうに最初思っているんです。そこを読むまで理解していないことと、それから先程遊休農地面積が7.7ヘクタールあったから、それを先程の2,720ヘクタールに足して、2,727ヘクタールだという説明を伺った、それでよろしいですか。ということは、分母に遊休面積が出てくれば足していくものなんですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤俊孝委員さんのご質問にお答えいたします。

令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検評価につきましては、農地面積については耕地及び作付面積統計における耕地面積を使用するものでございますし、遊休農地面積の割合を出す場合には農地面積に遊休農地面積を加えたもので記載するというふうな様式でございますので、そのような数値を記載しております。

佐藤俊孝委員

すいません、まだ理解できないんですが、その耕地面積の中において発生する遊休農地面積ではないんですか。だから、分母に足すものではないんじゃないですか。違いますか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

耕地面積の中には、遊休農地は耕作されていないものですので耕地面積の中に含まれていないという考えのもとに、耕地面積に遊休農地面積を足して、割合は計算するものでございます。

佐藤俊孝委員

ありがとうございます。

議長

よろしいですね。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番、阿部です。今の話ですけれども、遊休農地をまず足す足さないの問題ですけれども、耕地面積を算定するのは県の方で把握してて、そこから聞いてるんだってということを考えれば、足すっていうのは違うんじゃないかと。

だけど、多分それは引いてないと思うんです、県の方では。耕地面積は農業者が耕作する面積は農地だっていう考えのもとで集計してると思うんで、ここで足すっていうのは逆にだぶってしまうっていうふうに私は考えるんですけど、間違っていますか。そう思いませんか。

それともう一つ、ここのこれは令和3年度の目標及び達成に向けた活動点検評価っていうことですね。だから令和3年4月現在の管内の農地面積は2,720ヘクタールと、それを昨年度の目標で計上した農地面積だと思うんですけども、逆にこの令和3年度の達成に向けた状況の中で、1番の農業の概要のところにおいては、3年じゃなくて、4年の3月31現在はっていうこと、はどこへ行ってもイコールにはならないと思うんですよね。1年前のことに対しての数値と、1年後の数値があるんで、この辺はイコールじゃないっていうその10ヘクタールの違いってのはそういうことだと思うんですけど、それでよろしいですか。

私思うにここ、3年度のものを書けば今一番イコールのものでわかると思うんです。これ3年度の目標と実績について、っていうことだと思うんです。今までもこういう書き方で来ているのであれば、ここは現状だ、で、内容の中を見ていくとそれは去年の計画だ、っていうふうに判断してよろしいでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

13番、阿部江利子委員さんのご質問にお答えいたします。まず、ローマ数字4番の遊休農地につきまして、農地面積に遊休農地面積を足すことによってダブルでカウントしていくとるんじゃないかということではございますが、農林水産省からの通知で定められた様式がこちらになってございまして※印についても指示として書かれていますので、あくまでも耕作面積に遊休農地を足して割合を出しなさいという形で記載がありますので、そのように記載している状態でございます。

事務局

ローマ数字1番の現状について、管内の農地面積について差が生じているということにつきましては、阿部委員さんからご指摘がありましたとおり、ローマ数字1番については、令和4年3月31日現在で、令和3年度末の数値でございますし、ほかのものにつきましては、活動計画に記載のものになっておりますので、令和3年4月現在ということで、令和3年度初めの数値となっておりますので、そこで差が生じているような状態となっております。以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。ほか、質疑がございますか。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。そもそもの話を申し上げたい。

この内容をこの委員の中で議論するとき、活動の内容を全部出していただいて、その数字をここの内容のここに足すんだとか引くんだとか、そういう内容と一緒に見られるのであれば、今、藤原さんが説明する内容も理解できるのだが、非常に申し訳なく思っただけで発言しているんですが、実はこのデータを先週の中ほどです。

「17日までに確認して検討してください。」

Gメールで送られてきて、このエクセルシートを見ようとしても、私の携帯では見れない。要は、表は追えない。ディスプレイの大きさがちっちゃいから拡大しても全部俯瞰できないんです。

これ、iPadだったらばまだしも、見れるんでしょうけど。

そういうその確認を求めることの不可能さというんですか、非常にその辺は配慮がないというふうに思いました。大変失礼ですけど受信時に、この結論について検討した場合について、回答された委員さんは何人いらっしゃいましたか。

それで、この内容をこのように諮ろうとするのは、会長ご存知なんですか。

議長

内容ですか。

佐藤俊孝委員

ええ、この場でこの中身をこのように確認しようというのはご存知なんですか。17日にその内容を確認するというをご存知なんですか。事前に。

議長

メールが・・・。

佐藤俊孝委員

メールが来たからわかったということなんですか。

議長

うん、はい、はい。

佐藤俊孝委員

これ、我々委員活動の評価なので、客観的に事実をちゃんと把握したうえで、数字をたすとか、文面を変えるところの材料をきちんと把握できないと、なかなか数字には起こせないだろうなというふうに思うんです。ちょっと拙速的に扱ってるんじゃないかなというふうに感じました。ぜひそこを再考して、この数字は事務局が作られて正しいんだろうと思うんですが、正しいって確認ができないんですよ。以上です。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番、阿部です。

今の佐藤委員さんのお話のとおりで、私は一応開けて携帯でちょっとずつ拡大して何とか読みました。ただ、これをメールいただくのはいいんですけども、大変苦労します。

読み取るのもかなり時間を要しましたし、また、これに関しては、例えば送りますので、これはこういう内容確認だったら文書を送ってほしいです。紙はかかるかもしれないんですけど、印刷して、このこういう書いてある文書を送りますので、目を通して17日まで返事をくださいっていうGメールだったらいいと思うんです。それを、ちゃんと受け取ったかどうかは、前は確認してました。誰々がGメールの返事したか、受け取りました、了解しました、そういうことだと思うんです。だけど、この内容をGメールで見るとっていうのは、やはりちょっと無理があるなと思いました。Gメールはあくまでも、その伝達事項として使うのはいいんですけども、今現在はタブレットじゃなくて携帯で見るとしかないので、こういう文書の確認だったら、やはり事前に印刷物を送って、見たかどうかの確認はGメールでいいと思うんです。

返事来なかったら返事を確認するとか、送りっぱなしじゃなくてやっぱり受けるっていう、そういうこともしないと、これ年間通して農業委員として携わったものの評価ですし、集大成になると思うので、やはり皆さんの意見をいただいてそれで確認をして、ある程度確認をするということは今後すごく大切なことだと思うので、その辺も配慮していただけたらいいんじゃないかなあっていうことだったんですけども、皆さんどう思うんでしょうか。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。

Gメールはね、文章を追うことは可能です。拡大しても。表はね拡大するとね、どこの部分なんだろうというふうに俯瞰できないんです。

佐藤俊孝委員

今、阿部江利子委員が言う、紙ベースだったら、拡大したりも可能なんですけど、Gメールで拡大してものを見ようとするのは、私の携帯では難しかったです。iPadを持っていればね、そういうのは見れたと思うんですよ。ですからこういう扱いはね、もう少し考えてから扱った方がいいんじゃないかと思うんですよ。以上です。

佐々木博委員 はい、議長。
事務局 8番、佐々木博委員。
佐々木博委員 はい、8番、佐々木です。

私の場合で言いますと、Gメールをいただきまして、来たなということで、スマホで受けております。そして、スマホにはPDFで添付されてきております。実際のところはですね、私もスマホではちょっとPDFというのは見れないので、プリンターで印刷して、それから文書を見てチェック、それから確認したらば、確認したよ、なり、後で連絡するよ、なりそういう方法もございます。一つの案でございます。

白澤和実委員 はい、議長。
議長 はい、14番、白澤和実委員。
白澤和実委員 14番、白澤です。

実は私、アドレスを個人用に変えてあります。皆さん知ってると思いますが、もらった後に自分のアドレスに変更してあります。スマホもそうですけれども、自分のパソコンでも見られる。だから私は見られている。だけどみんなの反応が少ないので、あっせん会議の席上で確認をした方がいい、みんなに。Gメールが悪いんじゃないくて、本当に今、便利なのかっていうのをね、やっぱり聞いたうえで対応が割れた時にどうするのか考えないで返事をくださいって言うのは、ちょっと無謀かな、と。私はできるけれども皆さんができるのか。

佐々木昭英委員 はい、議長。
議長 はい、15番、佐々木昭英委員。
佐々木昭英委員 15番、佐々木です。私も同意見です。使い方が得意な人もいるし、苦手な人もいっぱいいますから、基本的にGメールに関しては参加の有無とか出席とか、あとは文書に関しては事前にちゃんと送ってもらうという方向にしませんか。もちろんGメールは確かにありがたいんですが、文書関係は事前に各位に送る、と。で、Gメールについては出席確認などにした方が、皆さんも使いやすくなると思います。以上です。

議長 今はいろいろ意見等がございますけれど、全部これ・・・。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。

事務局 皆さんのご意見ありましたとおり、今回皆さんに送らせていただきまして、メールだったりとか何か直接ご連絡だったりとか、いただいた委員さんは4人いらっしゃいました。意見があるということで、反応をいただいたのは4名という形で私の方に事前にお話しておりました。

事務局

今回Gメールにさせていただいたことにつきましては、この頃郵送でお送りすると、今まで矢巾町内だと次の日には届いていたんですが、2日後になるってということで、ちょっと郵送が遅いのかなってところがございまして、月曜日の時点で郵送しても、水曜日だったり木曜日だったり届くようであれば、本当にギリギリのご連絡になってしまうので、1日2日で検討していただくよりも、できれば早く皆さんのほうにお届けするためにメールで対応していただくのが一番かなと思ひまして、私のほうで送らせていただきました。

この内容につきましてメールで確認するのはかなり小さくなって難しいということではございましたが、佐々木博委員さんからもお話もありましたとおり、プリンターで印刷だったりとか、携帯電話だけではなくGメールはパソコン等もあるので、そちらのほうで確認していただけるかと思ひまして、私の方でGメールで送らせていただきましたが、皆様のご意見を受けまして、できるだけ早く郵送で皆さんの元にお届けして確認していただくほうが確実であるのかなと思ひましたので、今後のご連絡については簡易的にお日にちだったりとかをお伝えするものについては今後もメールで、中身等詳しいところをしっかりと確認していただきたいものについては郵送と併用で確認させていただければいいのかなと思ひております。以上でございます。

議長

それでは、今の点検評価についての議案報告ではございますけれども、皆さんからいろいろご指導、アドバイス等を受けましたけど、これ、このままでよろしいですか。もし、ちゃんと数字とかを諮った上で……。

佐藤俊孝委員

会長。

議長

さっき話して……。

佐藤俊孝委員

すいません。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。

さっき、会長、私が意見言ったのは、これまでの活動内容をここに反映する内容をまず示してください。それを、この数字をここに足すんだとか引くんだとか、この文体にするんだとかというふうに意味をとれないと、この表でいいのかどうか分からない。

先ほど申し上げたのは、そういう意味です。

我々が活動してきた内容を、この中でどのように反映しているのかという確認をこの場で求めているわけですから、その実態内容をここに併せて見せていただくことで理解しやすい。

そのようにお願いした意見でした。以上です。

熊谷洋司委員
議長
熊谷洋司委員

はい、議長。

はい、5番、熊谷洋司委員。

5番、熊谷です。先月の総会のときに、個人目標の設定と、それから7月総会までに設定とそれから6月総会までに目標設定、6月15日までに出すということだったんですが、様式は郵送予定ということで待っていましたが来ないんですが、これに変わる様式というのはどれになりますか。今日配布した資料にありますか。これもちょっと、私はわからなくて。待っていたんですが、これは郵送かわかりませんか。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

前回説明した計画につきましては、これとまた別の様式でございまして、あくまでも令和3年度末までの結果まではこの様式で、令和4年度からまた別の指針に基づいた別の様式で計画を立てるということになりますので、前回お話した話と、この計画評価はちょっと別のお話かなと思います。以上です。

熊谷洋司委員
事務局
熊谷洋司委員
事務局

様式はいただけるんですか。

様式はお渡しします。

それはいつ頃になりそうですか。

様式自体は、こちらのほうにも届いていて、ただその計画の事前のデータがないと、皆さんも今の集積率だったり、遊休農地の面積がわからないままで計画は立てられないと思うので、そちらは事務局のほうで埋められるところは埋めた状態で皆さんにお渡ししようと考えていたので、準備でき次第すぐにお送りしたいと考えておりました。以上でございます。

熊谷洋司委員

はい。あともう1点、Gメールで各委員さんに送ったってということですけど、あの私、メールがすごく不得意でこのGメール自体が理解してないので、私のほうでもらっているのでしょうか。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

5番、熊谷委員さんのご質問にお答えいたします。

令和3年度の活動の点検評価につきましては、16名の皆様に送っている状態ではございます。あとは、パソコンだったり携帯のほうに手続きが終わっているか、いないかによって確認ができるできていないの差が生まれているのだと思います。以上です。

阿部江利子委員
議長

はい、議長。

はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番、阿部です。今、この議案第7号について話を進めているわけですが、それちょっと違う方向に話が進んでしまっているんじゃないかと思います。皆さん、まずちょっと話を戻しましょう。

戻して、まずこの議案をどうするかっていうのを今話してるわけですが、まずこの数字についてですよね。数字についてのこの根拠がわからないってことなので、例えばこの数字について根拠を出せる書類とかそういうものがすぐに用意できるのであれば、それをもとにして、私達が精査できるわけです。

このまず実際の数字については、それがまず何を元にして、こういう形で出してますっていうのをまず検討いただければいいんじゃないかなと思うんです、確認する作業として。で、それが出ないのであれば、その30日までに云々という前に元になる数字を出せるものをまずいただきたい。そしてそれを見ながら、この計画の内容を私たちが網羅するっていうふうに判断するしかできないんじゃないでしょうか。

数字的にはこのぐらいありましたっていう、元になるものを集計してると思うんで、その集計結果がこれなわけですよね、報告書があるんですよね。それに対してどこの数字が疑問であるか、それから最初の去年の時点と現在の数字というものの去年のこの書類を、本当にこの数字が間違いがないかを出してもらえれば令和2年度の目標及びその策定というものの書類を出していただければ、私たちは間違いのないっていう確認ができる、そういう書類は出せるのかどうかの確認をしたいと思いますけども。それでこの議題をどうするかといったほうがいいと思うんですけど。

議長

ちょっと検討中ですので、しばし休憩とします。

(16:30 休憩)

(16:45 再開)

議長

はい、再開いたします。

ただ今の議案第7号の件なんですけれど、データ云々といった関係まで皆さんに点検していただけてないということもございますので、今回の総会でこの第7号議案を承認しないで、次回に持ち越してよろしいでしょうか。

藤原幸藏委員

次回って、いつです。

議長

はい。

藤原幸藏委員

いや、それでよければですよ。というのはその上げる時期があるんでしょうから。7月20日までで良ければいいです。

議長

承認がなければ公表はできないということですので。

藤原幸藏委員

1か月遅れの7月20日の総会で？いや、それでよれば持ち越してもいいでしょう。

白澤和実委員 いや、極端に言えば責任を持たないことになりかねない。去年の資料ってみんなに行ってるの？

藤原幸藏委員 去年の資料ありますよ。はい。

白澤和実委員 それを見て、あとはそれを比較してみて。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今回出しました、この議案第7号の数字、計上してあります数値と内容について、積算根拠その他の確認をしなければ審議ができないということですので皆さんがそういう方針だということでしたら、こちらにお出しできる書類と、データとして管理していてそれを印刷するとなると膨大なものになるというものもございますので、全部をこの場に持って来れるわけではありませんので、今回休憩にして中断するという手法ではなく、期間を設けて事務室で積算根拠の縦覧をしていただき、そして来月の総会までに皆さんのご意見を出していただいた上でほぼ正案の状態を作り上げた上で来月総会に改めてかける、という手段を取った方がいいのではないかと考えております。

そのため、今、この場で承認と承認をするかしないかという賛否を問うのではなく、次回への持ち越しとしてそれまでに積算根拠を、それぞれの委員さんが確認するという方針としたいというのであれば、事務局の方でそのようにデータの公表をする準備をいたします。そのところの賛否を取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 今、事務局の方からも説明がございましたけれど、今の段階で承認するというのではなくて、データとか確認を取った上で、もう一度ということで、一応そういうふうなことでよろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 縦覧という範囲はどこまでですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今回出しました数字に疑念があるなり、あるいは確認したいということであれば、今回作りましたこの報告書の全ての部分について公表いたしますので、見たい部分をどうぞご指定いただければ、事務局の方で提示いたします。以上です。

佐藤俊孝委員 見たい方はどうぞって話じゃないな。この議案の中に、委員に説明して諮ろうとするんだから。事務局はそういう姿勢なの。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

見たい方はどうぞという、勝手にしてくださいということではなくて、今回この場でこの数字を手放しで承認するには若干疑義があるということでしたら、内容を提示するのにとても量が多いので、確認したい場所、それについてはどうかというところを、こちらの方でご説明申し上げるのに時間を要すると思いますので、この場で休憩して短い時間で紙に出しているものと、あとはデータとしてパソコンの中にあるものと、全部を今、急にここでお出しすることはできないので期間を設けてゆっくり見ていただくという手法がいいのではないですか、という話です。見たければどうぞ、という意味ではございません。

そこのところの認識の間違いないように、よろしく願いいたします。以上です。

佐藤俊孝委員

言葉は誤解するから。

議長

はい、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

今、事務局は、この議題について説明する責任があるんです。

委員が判断できる材料をどのように提供できるか、それを一生懸命みんな考えて欲しいから言っている。膨大な量だから、事務局に来て縦覧してください。果たしてどれだけのものがあるか、わからない。そういう実態も説明しないで、今みたいな手法でオッケーにしろというような判断はいかがかなと。だから、縦覧できる範囲をどういう範囲ですかって聞いたのは、そういう意味です。

膨大な量は、こういうものは膨大な量があるから事務局にお任せください、その数字のはこれでしたっていう説明だったら理解しやすい。今、事務局長が我々委員に対してわかりやすく説明するための手段を述べたと思います。でも、その手段は、今の聞いている範囲では、あまりにも委員のものとの捉え方に対して配慮が足りない。委員会構成のために、どのように事務局がこの議題に対して提案できるかっていうのは、我々も待ちますし、事務局からいろんな提案をしていただかないと判断つかないものが多々あります。

委員会と事務局は両輪です。そこを履き違えないでね。一緒だって協調しようとする内容で、お願いしたいと思います。皆さんいかがですか。

会長、今、申し上げた意見は事務局の提案に対する私の意見です。それを皆さんにいかがでしょうか。どうぞ、お諮りをしましてその辺の会長の仕切りをお願いしたいと思います。

議長

それでは、今、佐藤委員のほうからも、ご意見いただきましたが、皆さん、この件に関して、意見を。

佐々木昭英委員

15番、佐々木です。私も佐藤委員の意見に同意します。同じ意見です。ほかの方は、どうでしょう。事務局と委員は一緒なんです。何も、仲良く一緒にやる。もう責めるわけじゃなく同じ仲間です。という中で、この数字をまず皆さんに教えればいいんです。数字の違いをちゃんとわかるように。そこだけ。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

先ほどの佐藤委員、佐々木委員のご意見にお答えしたいと思います。こちらの議案第7号の計画につきましては、いろんな総計ですとか数字を引っ張ってきております。

耕作面積については、耕作放棄地リストだったりとか、いろんなリストから引っ張ってきておまして、私の方で記載した数値につきまして何を根拠にどのリストで誰が何平米あるからこの数字になっているってところの確認までということですので、申し訳ありません、私の方のデータで確認したのもございます。

ですので、今この場で紙に印刷して皆さん提供というのは、ちょっと難しいような状態でございます。

ただ、皆さんのほうでそちらの数値、誰がどのくらいで耕作面積は、なぜこのようになっているのか、解消したところはどこまでの面積でどこまでのかということまでの詳細な確認が必要ということで今お話いただいておりますので、一番いいのは皆さんにご提供できるのが一番かとは思いますが、紙の枚数だったりとか、あとはかなり個人情報も含むようなデータなので、できれば事務局のほうで皆さんが確認できるような状態にして、できる時間をちょっといただきまして、事務局の方で来ていただければ提供できますと、見て確認していただければということ、皆さんに郵送で全てのデータをお送りするというよりかは、こちらの方でデータを確認できればデータをまとめまして、事務局の方に来ていただいて皆さんと一緒に確認していくほうがよろしいかと私は思いましたし、事務局長のほうからもそういう提案でお話させていただきました。

今日のお話で、明日明後日できれば早い方がいいのかと思いますが、それに対応できるかと言ったら少しお時間をいただきたいのが実際のところでございます。

事務局の方で縦覧できるようになりましたら、皆さんにご連絡いたしますので、一定期間を取らせていただいて、次の総会に上げるまでの期間になります。

事務局 総会議案だとだいたい1週間くらい前には決めておきたいところがございますので、期間を決めさせていただいて、皆さんに来ていただいて確認していただくという形をとらせていただくことはできないでしょうか、というところで、できればわかりやすい表で、これはこれですという表だけであれば1枚ぺらにして皆さんにこれから取りましたってということで提供はできるかと思うんですが、そういうことではなくて、この数字を何からどういう積算でどういうものをもとに取ってるかっていうところまで確認したいということが皆さんのご意見かと思しますので、そこまでの確認を要するのであれば、紙ぺら1枚だったりとか、メールだったり郵送では足りないかなと思いますので、大変申し訳ないですけど事務局に来ていただいて、委員さんと一緒にどこの数値をここに入れましたというところを確認していただければいいのかなと思ひまして、事務局から提案させていただきました。以上でございます。

議長 今は事務局の方からそういった説明、見解をなされましたけれど、皆さんから今回このような意見が出ておりますけれど、今日はこれは承認しないで、次回の総会までにデータとかそういった関係を皆さんに掌握していただいた上で、もう一度これを出していただいてから承認するというふうな方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

熊谷洋司委員 一つちょっと質問というかお願いというか、ローマ数字1のですね、農業委員会の状況が令和4年3月31日なんですけど、2の担い手の種類と、それから4の現状と課題の月日が令和3年の4月になってるんですが、これを令和4年の3月で出してもらえば一番比較しやすくなるかと思うんですが、それは不可能ですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 様式上、活動計画に記載した面積を記入しなさいと書いていますので、現状の部分は令和3年4月現在ということで、活動計画に記載した面積で記載しております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい。先ほどの事務局の、膨大な内容になる資料。それから、もう実績として、1枚ぺらとかそういう内容に収められる、その辺を分けられるかと思うんですが、どれが膨大で、どれは簡単なものなんですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

1枚べらと言いますか、例えば耕作面積であれば、これは耕作リストから出した面積です、耕作リストの合計はこの面積です、っていう表記であれば全ての内容について、だいたい1枚だったり2枚でいいものだと思うんですが、これは何のリストから出したのか知りたいということなのであれば、簡単なものにして郵送だったりで対応できると思います。

この耕作リストはどこの誰の農地についての面積を記載しているのかという詳細までを確認したいということでしたら、資料がありますのでそちらのほうを見ていただかなきゃいけないので、誰が何平米でっていうところが必要になるので、そうするとやっぱり簡単な資料ではなくなるのだなというところでした。

皆さんの欲しいデータというのが、これは何リストから、これはどこの統計から出しているものかというのでいいでしたら簡単なものでお出しすることは可能です。

そのリストではなくて、実際にそのリストに誰が記載されていて、煙山に何平米まであるとかそこら辺まで確認したということであれば、皆さんに資料をお送りするってなると、厚みが出る膨大な資料になりますし個人情報になるので、安易に郵送するよりは、事務局に来ていただいた方がよろしいかなと思っております。そこは皆さんの、どこまでの・・・。

佐藤俊孝委員

それであれば、この出典根拠はこれです、っていう一覧を一回送っていただければ。

事務局

大丈夫ですか。

佐藤俊孝委員

わかりました。その内容で疑問があって、そちらのデータを見に行かなければならない場合は、先ほど提案した内容を見に行きます。それでいいような気がします。

事務局

わかりました。

佐藤俊孝委員

どうですか。

事務局

郵送で。

佐藤俊孝委員

そうです。

事務局

わかりました。ちょっとお時間はいただきたいところではございますが、簡易的にまとめたものを農業委員会事務局から皆さんに郵送でお送りします。それとともに、何日までに事務局に来ていただいて詳細の内容を確認したい場合は来てくださいというところで通知いたしますので、そちらのほうで対応するという形で、議案については来月議案で再度承認いただくという形でしょうか。

議長

先ほども言いましたけど、そういった皆さんにさせていただいてから、承認するってことで、今回は議案として出ておりますけども、これは今回は承認せず、来月に持ち越しとしてよろしいですか。

(挙手多数(全員))

議長

挙手全員ですので、そのようにいたします。ありがとうございます。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会を閉会といたします。引き続き、全員協議会の方に移らせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(終了 17:00)

以上は、令和4年6月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第6回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____